平成２６年（フ）第１２１号
広島県府中市府川町390番地１
債務者　今井　　譲
１　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２１１号
千葉県柏市松ケ崎588番地の４
債務者　神馬　広典
１　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２２３号
千葉県松戸市五香西１丁目33番地の38　五香サンロードス103号
債務者　近藤　健太
１　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２０号
宮城県石巻市末広町２番38―21号　美富士マンション201号、前住所宮城県大崎市古川駅南１丁目14番地　ライブリーＥ102号
債務者　阿部　裕之
１　決定年月日時　平成26年６月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第７４５号
名古屋市港区稲永５丁目11番１―306号　稲永港湾宿舎
債務者　角田　和美
１　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２４号
北九州市小倉北区下到津２丁目12番１号　コーポアサイ202
債務者　川上　　清
１　決定年月日時　平成26年６月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３７号
青森県八戸市大字大久保字大山５番地203
債務者　石田　洋一
１　決定年月日時　平成26年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
松江市東出雲町錦新町２丁目５番５号
債務者　土屋功多郎
１　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０５号
栃木県鹿沼市下武子町188番地101
債務者　小暮　正久
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０９号
栃木県宇都宮市宮原１丁目１番７号
債務者　久保木政江
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９９号
横浜市戸塚区戸塚町3389番地　小島荘202号
債務者　竹内　和哉
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０４号
横浜市青葉区市ケ尾町1070番地11　パークハウス市ケ尾203
債務者　積田　直人
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８６号
神奈川県綾瀬市深谷中６丁目５番38号
債務者　定野　敏春
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２２号
横浜市金沢区釜利谷東３丁目３番20号
債務者　石井　健一
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８５７号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目69番地17　清田荘101
債務者　玉置　英勝
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８７８号
神奈川県綾瀬市落合南２丁目10番10号　ヒルズ長坂上Ⅱ101
債務者　志水　正悟（旧姓田口）
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部